

米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民により構成された住民団体が行う緑化活動を支援するため、米子市緑と花の街づくり基金条例（平成17年米子市条例第143号）第2条の規定により設置する米子市緑と花の街づくり基金の趣旨に基づき、同基金の運用益金又は積立金を財源として、緑化活動を行う団体に対し、米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、市内において緑化活動（花壇、プランター、植樹することができる場所等の新設、増設及び維持管理をいう。以下同じ。）を行うために結成された団体又は既存のまちづくり活動を行うために結成された団体とし、定款、規約又は会則を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、当該各号に掲げる年度において対象団体となることができない。

(1) 第7条第2項に規定する交付決定を連続して3回受けたことがある団体

直近の第7条第2項に規定する交付決定を受けた日の属する年度の翌年度

(2) 過去5年度分の補助金について、第7条第2項に規定する交付決定を受けたことがある団体であって、当該交付決定に係る補助事業（次条第1項に規定する補助事業をいう。）が完了したにもかかわらず、第11条第1項の報告書を提出しなかったことがある団体

当該交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5か年度

3 第1項の規定にかかわらず、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体は、対象団体となることができない。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象団体が企画し、又は指導する緑化活動又は緑化活動に関する講習会、研修会等であって、当該対象団体が活動する地域の住民等が参加するものとする。

2 前項の補助事業が緑化活動であるときは、当該緑化活動は、公共の場所（道路、公園、広場、河川その他屋外の市民等が広く利用する場所をいう。以下同じ。）で行われるものでなければならない。

3 前項の場合にあつては、当該補助事業を行うことについて、当該公共の場所の所有者又は管理者の同意を得なければならない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に直接必要な経費のうち、別表第1項の表に定めるものとする。

2 別表第1項の表に該当するものであつても、同表第2項各号に定めるものは、補助対象経費としてはならない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（補助事業の実施に伴う参加費、売上金等の収入（市長が収入として参入する必要がないと認めるものを除く。）がある場合は、補助対象経費の額から当該収入の額を控除して得た額）に相当する額を限度とし、予算の範囲内で市長が定める。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期間内に、米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金収支予算書（別記様式第2号）

(2) 第2条第1項に規定する定款、規約又は会則の写し

(3) 年間事業計画書

(4) 補助事業の実施を予定する場所の位置図及び現況写真

3 第1項の規定による補助金の交付の申請は、一の年度において、一の団体につき一の事業に限るものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、同項に規定する期間が終了した日から30日以内に補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に際し、対象団体から申請があった補助事業の件数が当該年度において予定した補助金の交付の件数を超えた場合にあつては、抽選により交付決定をするものとする。

(通知)

第8条 市長は、交付決定をしたときは米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、補助金を交付しないことを決定したときは米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請を行った対象団体に通知するものとする。

(軽微な変更)

第9条 規則第11条第1項の市長が定める軽微な変更とは、補助金の交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更をいう。

(着手届)

第10条 第7条第1項の規定により交付決定を受けた対象団体（以下「交付決定団体」という。）にあつては、規則第13条第4号の規定により、同条に規定する事業着手届の提出は要しないものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定団体は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から20日以内に米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金収支決算書(別記様式第6号)

(2) 補助事業の実施中及び完了後の状況が分かる写真
(規定外事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行する。

別表(第4条関係)

1 補助対象経費

区分	主な内容
報償費	外部からの講師、専門家及び出演者への謝礼(交付対象団体の構成員に対するものは除く。)
旅費	講師及び専門家の交通費、宿泊費等に要する経費
需用費	報告書等の作成、苗木、花苗等の植物資材、花壇の新設又は増設に必要な資材、プランター等の容器、用土、肥料、土壌改良剤の購入費等
使用料及び賃借料	講習会、研修会等の会場使用料、機器類のレンタル料等

2 補助対象外経費

- (1) 対象団体の事務所を維持する経費
- (2) 対象団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (3) 飲食費(食事、弁当、茶菓等)
- (4) 商品券等の購入経費
- (5) 記念品等の購入経費
- (6) 土地の取得、造成、補償に関する経費
- (7) 対象団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (8) その他、補助事業に直接関係がない経費、市長が適切でないとして認めた経費等

別記

様式第1号（第6条関係）

米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

米子市長 様

申請者 団体の所在地

団体の名称

代表者氏名 ㊟

次のとおり緑化活動について補助金の交付を受けたいので、米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金交付要綱（平成20年10月17日施行）第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 交付年度 年度

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容等

- (1) 実施予定場所 施設名 所在地
所有者又は管理者の同意の有無 有 無
- (2) 実施予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (3) 参加予定人数 人
- (4) 内容

4 補助金交付申請額 円

5 添付書類

- (1) 米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金収支予算書
- (2) 定款、規約又は会則の写し
- (3) 年間事業計画書
- (4) 補助事業の実施を予定する場所の位置図及び現況写真

様式第2号（第6条関係）

米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

科 目	予 算 額	内 訳	備 考
市からの補助金			
自 己 資 金			
そ の 他			
合 計			

2 支出の部 (単位：円)

	科 目	名 称	数 量	単 価	金 額	
補 助 対 象 経 費	報 償 費					
	旅 費					
	使用料及び賃借料					
	需 用 費 (購入物資等)					
	小 計					
そ の 他 の 経 費						
		小 計				
合 計						

年 月 日

様

米子市長

印

米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金交付要綱（平成20年10月17日施行）第8条の規定により、次のとおり通知します。

記

- 1 交付年度 年度
- 2 交付決定団体名
- 3 補助金の額 円
- 4 補助事業の内容は、年 月 日付け申請のあった米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- 5 補助事業に要する経費の配分は、申請書添付の収支予算書のとおりとする。
- 6 交付決定団体は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）及び米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

（注）上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受けた日から20日以内に、文書をもって交付申請の取下げをすることができる。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

米子市長

印

米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金については、次のとおり交付しないことに決定したので、米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金交付要綱（平成20年10月17日施行）第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助金を交付しない理由
- 2 申請団体の名称

様式第5号（第11条関係）

米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日

米子市長 様

補助事業者 団体の所在地

団体の名称

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった補助事業の実績について、米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金交付要綱（平成17年10月17日施行）第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容等

- (1) 補助金の交付決定額 円
- (2) 実施場所 施設名
所在地
- (3) 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 参加人数 人
- (5) 内容

2 添付書類

- (1) 米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金収支決算書
- (2) 補助事業の実施中及び完了後の状況が分かる写真

様式第6号（第11条関係）

米子市緑と花の街づくり基金緑化活動支援事業補助金収支決算書

1 収入の部 (単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考 (積算内訳)
市からの補助金				
自 己 資 金				
そ の 他				
合 計				

2 支出の部 (単位：円)

	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考 (積算内訳)	
補 助 対 象 経 費	報 償 費					
	旅 費					
	使用料及び賃借料					
	需用費(購入物資等)					
		小 計				
	そ の 他 の 経 費					
小 計						
合 計						

(注) 補助対象経費については、領収書の写しを添付してください。